

認定特定非営利活動法人(NPO)

ふくしま成年後見センター

(平成21年1月6日福島県知事認証、平成25年10月28日福島県知事認定)

高齢者・障がい者等の判断能力が
不十分になっても

あなたに寄りそう
“市民後見”!
あなたらしさをまもります

NPO法人だから安心
Non……………非
Profit……………営利
Organization…団体

“人上人”として「自分らしく生きたい」
そうした思いを「成年後見」や
“たすけあい”事業等を通して支援します。

I 成年後見事業

1. 成年後見の普及・啓発事業
2. 成年後見に係る相談事業
3. 成年後見人等の引受事業
①法定後見 ②任意後見
4. 成年後見の研修事業
5. 高齢者等の生きがい支援事業
①シニア活き生き講座
②“海坂”サロン(藤沢作品愛好の集い)

II “たすけあい” 事業

1. 生活支援事業
2. ふれあい支援事業
3. 手続等支援事業

III 介護保険事業

1. 訪問介護事業
2. 居宅介護支援事業

お気軽に **ご相談・お問い合わせ** 下さい。

成年後見制度は、認知症、知的障害等により判断能力が不十分な方が悪徳商法などの財産侵害にあたり、虐待等で人権が損なわれたりしないよう安全安心な生活を支援する仕組みです。

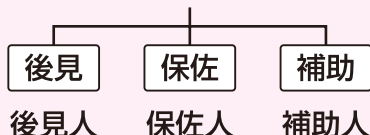
成年後見制度とは？

— 次の2つがあります —



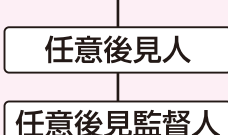
法定後見制度

判断能力が不十分な方について家庭裁判所が成年後見人等を選任し、財産管理や身上監護について支援します。3の類型があります。



任意後見制度

判断能力があるうちに信頼できる人に判断能力が不十分になったときの財産管理、身上監護を依頼します。



法定後見制度の3類型

後 見

判断能力が全くない
○簡単な話で説明受けても全く理解できない。
＜後見人の代理権＞

保 佐

判断能力が著しく不十分
○簡単な話で説明受けると少しは理解できる。
＜保佐人の同意権等＞

補 助

判断能力が不十分
○簡単な話で説明受ければほぼ理解できる。
＜補助人の見守り＞

申立手続 (法定後見)



入会案内 (連絡ください)

- ◎正会員：議決権あり
入会金（共通）2,000円
個人年会費 3,000円
団体年会費 7,000円
- ◎賛助会員：議決権なし
入会金なし
個人年会費 3,000円
団体年会費 7,000円

< シニア “たすけあい” 事業 >

支援相談員（有償ボランティア）がお手伝いします。

- 生活支援事業
 - (1) 生活支援（家具移動、電灯交換、衣服整理等）
 - (2) 家事支援（掃除、洗濯、炊事、ゴミ出し等）
 - (3) 福祉支援（介助、介護タクシー等）
 - (4) 同行支援（病院・薬局、イベント、小旅行等）
 - (5) 代行支援（買物、特定物授受等）
- ふれあい支援事業
 - (1) 見守り支援（見守り訪問、見守りサポート）
 - (2) ふれあい支援（話し相手）
 - (3) 居宅介護支援* *印は、介護保険事業です。
- 手続等支援事業
 - (1) 成年後見申立等手続支援（法定後見、任意後見）
 - (2) 遺言・死後事務手続支援
 - (3) 引越・整理処分等支援

< 出版 物 >

- 本
 - ①わかる成年後見 ②成年後見手続きのすすめ方
 - ③わたしの「あゆみノート」
- リーフレット
 - ①しくみと手続き成年後見制度 ②成年後見制度とは
- チラシ
 - ①ふくしま成年後見センター ②シニア“たすけあい”事業

認定特定非営利活動法人

ふくしま成年後見センター

代表理事 國井輝夫

◎ 主たる事務所（福島市役所正面前）

福島市五老内町6-4 フジコーポラス101号
TEL 024-535-5451 FAX 024-563-7669
<http://fukushima-kouken.org>
Email info@fukushima-kouken.org

◎ 従たる事務所

- 郡山（降矢正美事務所）
郡山市朝日一丁目13番2号（朝日第2吉田ビル）
TEL 024-931-6987 FAX 024-931-3901
- 会津若松（小山豊事務所）
会津若松市門田町中野字屋敷220
（携）090-2275-7215 FAX 0242-24-0232

◎ 連絡所

- 須賀川（水野榮事務所）
須賀川市前田川宿7番地
TEL・FAX 0248-76-7250